

第3章 総合的な地球温暖化対策を推進する

第1節 地球温暖化を抑制する

1 廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを進め、フロン類等の大気中への漏出を防止する

【指標】

廃棄物部門温室効果ガス排出量・フロン回収量

【長野県廃棄物処理計画】

〈循環型社会の形成を推進する〉

県が2011（平成23）年2月に策定した「長野県廃棄物処理計画（第三期）」に基づき、3R（Reduce/Reuse/Recycle）の推進による焼却量の抑制、燃やさざるを得ない廃棄物の焼却処分における熱回収・利用の推進により温室効果ガスの排出を抑制します。

① 廃棄物の排出抑制の推進

レジ袋削減や食べ残し削減などの身近な取り組みにより、ごみの排出抑制を推進します。また、一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な排出抑制の取組の支援、EMSの導入推奨により、廃棄物の排出抑制を推進します。

② 再使用の推進

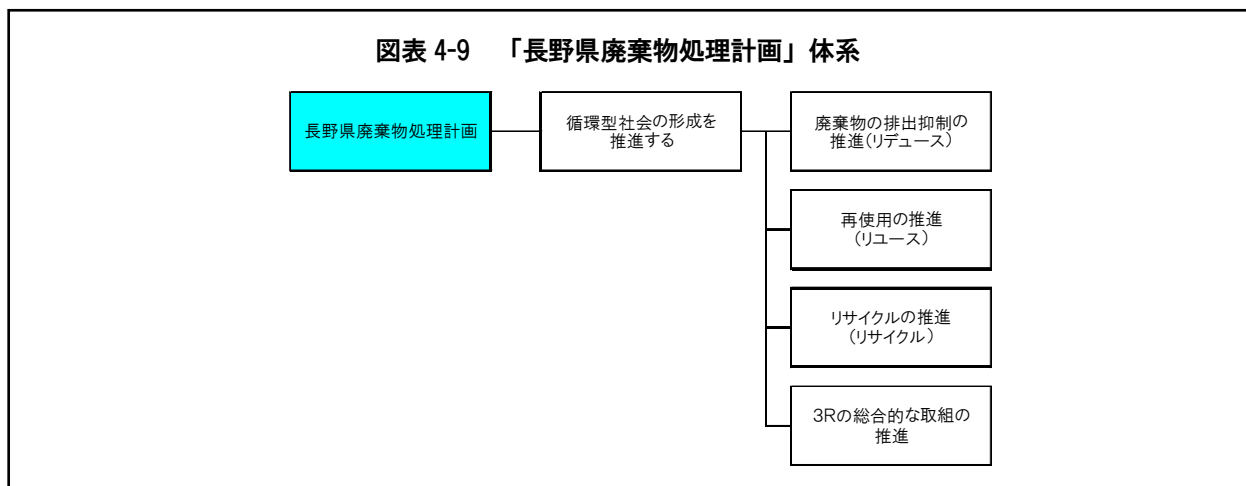
リターナブル容器の使用や学校給食におけるびん牛乳の利用などを推進します。また、県民・事業者が個々に取り組むリユースについても推進します。

③ リサイクルの推進

各種リサイクル法（容器包装廃棄物・使用済み家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済み自動車等）の円滑な推進を図ります。また、市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進します。

④ 3Rの総合的な取組の推進

ごみの分別収集の推進、産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3Rの総合的な取組を推進します。



【フロン類等対策】

〈フロン類等の漏出防止と回収・破壊を促進する〉

① ノンフロン製品等の普及の促進

既にノンフロン製品などが実用化している業務用冷凍・冷蔵機器分野、ダストブロワー、断熱材などにおいては、その普及を促進するための対策を促します。そのため、事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とし、意欲的な事業者の取組を支援します。

② 事業活動におけるフロン類等の漏出防止

事業者が使用するフロン類等の管理を一層促進します。意欲的な事業者による特別な漏出防止等の取組を支援する仕組みも設けます。

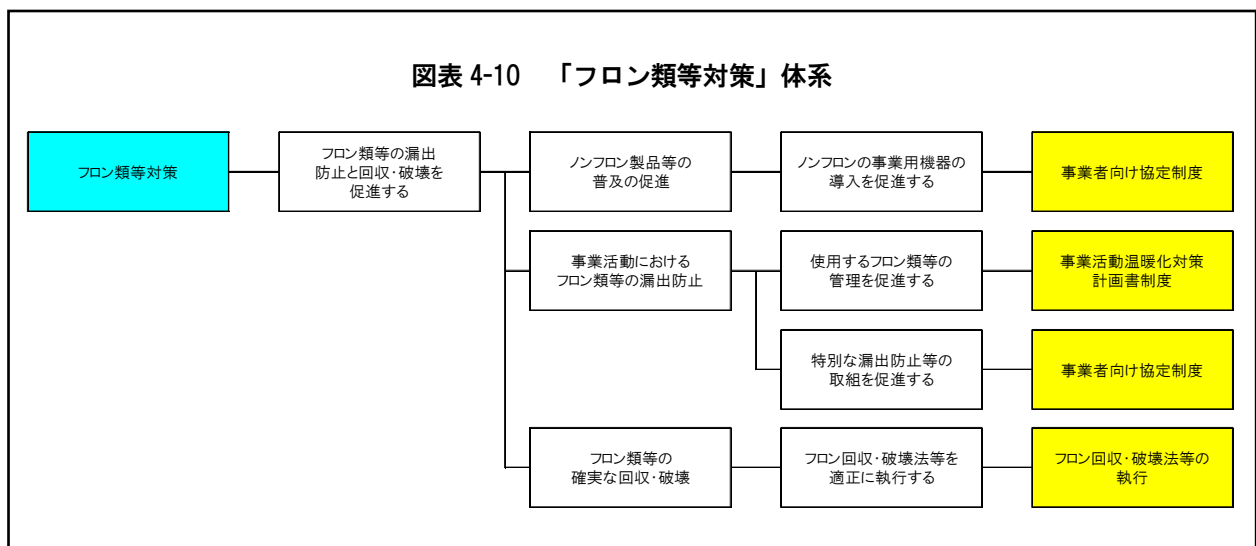
COP17で対象となった三ふっ化窒素(NF₃)と一部のHFC_s及びPFC_sについては、国で定める温室効果ガスの対象となった場合に、県の温室効果ガスの対象に含めるとともに、「事業活動温暖化対策計画書制度」の中で、事業者の使用量の報告を求めます。

フロン類等の管理促進については、「事業活動温暖化対策計画書制度」においてガス別の管理を行うようにするとともに、管理手法や漏出防止策を示し、対策を促します。

意欲的な事業者の取組を、事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とすることを通じて支援します。また、国の動向を注視しつつ、効果的な実態把握の手法を検討します。

③ フロン類等の確実な回収・破壊

フロン回収・破壊法、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」（自動車リサイクル法）、「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）」（家電リサイクル法）の適正執行によって、フロン類等の確実な回収及び破壊を促進します。



2 木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化を促進する

【指標】

民有林の間伐面積・用途別素材生産量

【長野県森林づくり指針】

〈暮らしを守る森林づくりを推進する〉

間伐をはじめとする適切な森林整備を推進し、森林の公益的な機能を高度に発揮させていく必要があります。特に、地球温暖化防止対策として、森林の二酸化炭素吸収機能の発揮が期待されており、こうした観点からも森林整備の推進が重要となっています。

○ 多様な森林整備の推進

二酸化炭素の吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、「長野県森林づくり県民税」などを活用し、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストな利用間伐などの集約化施策を推進します。また、適切な主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりを推進します。

〈木を活かした産業づくりを推進する〉

林業が地域の独自性を活かしながら、木材をはじめとする様々な林産物等、森林資源の価値を最大限に活かせるよう、地域の関係者の協力・連携による地域ぐるみの取組を推進する必要があります。

○ 信州の木の利用促進

県産材利用指針に基づき、住宅や公共建築物等を中心とし、土木用材や家具などの様々な用途での県産材の利用拡大を推進し、二酸化炭素の吸収・固定を促進します。

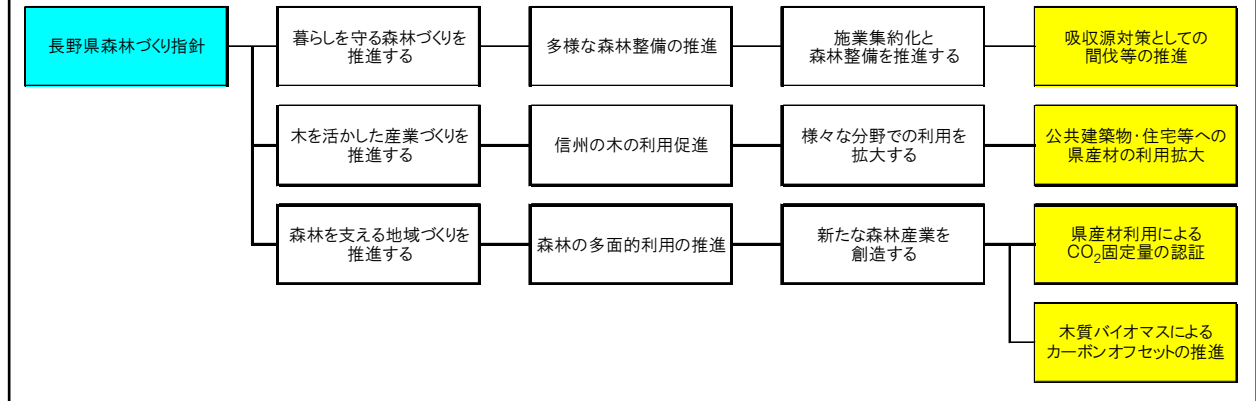
〈森林を支える地域づくりを推進する〉

活力に満ちた魅力ある地域づくりのためには、森林資源や森林空間を最大限に活かした多様な産業の創造と、そのための人づくりを推進していく必要があります。

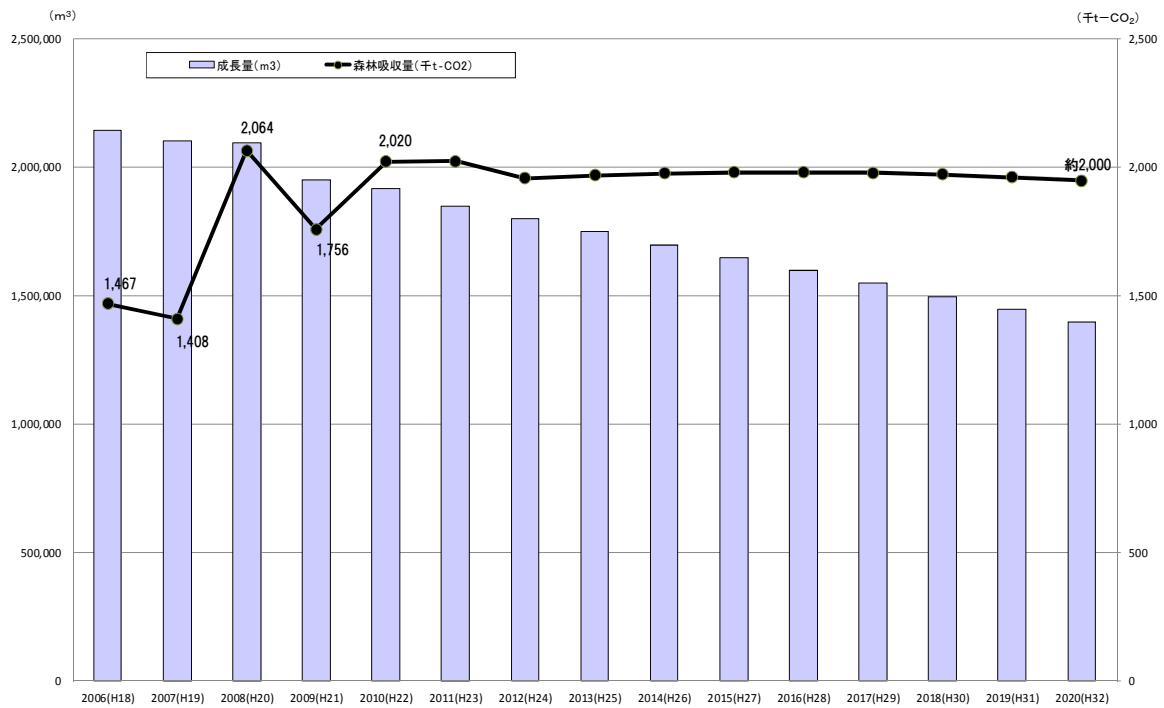
○ 森林の多面的利用の推進

山村地域の貴重な現金収入源である特用林産物の生産振興を図るとともに、森林セラピー等、森林と他産業とを結びつけた新たな森林産業の創造や山村の6次産業化に向けた取組を推進します。また、森林による二酸化炭素吸収量について、県産材利用による二酸化炭素固定量の認証や木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進します。

図表 4-11 「長野県森林づくり指針」体系



図表 4-12 森林の二酸化炭素吸収量と成長量（参考）



【出典】長野県林務部森林政策課 作成

(注) 1 2010(H22)までは実績(林野庁公表資料)。

2 今後は、高齢級化が進み、成長量は減少していくと仮定。

3 森林の二酸化炭素吸収源の対象となる森林(森林経営対象森林:1990年以降森林整備等の作業が行われた森林等)面積については、整備等が進んできたため、今後の増加は少なくなると仮定。

第2節 地球温暖化に適応する

1 地球温暖化の影響把握と予測を行う

【指標】

「気候変動モニタリング（観測）体制」参加機関・団体・個人数

2 地球温暖化の影響への適応策を様々な主体で進める

【指標】

「信州・気候変動適応プラットフォーム」参加機関・団体数

【地球温暖化適応策パッケージ】

〈地球温暖化の影響による県内への被害を抑制する〉

① 地球温暖化の影響を把握し、予測する

地球温暖化の県内への影響を測るためのデータは、県内の様々な機関や団体、個人において別々に収集されているため、それらの様々な情報やデータを収集・統合します。

そのため、長野県環境保全研究所を中心に、国や県、市町村の関係機関、県内に所在する研究機関、大学、団体、専門家で構成する「気候変動モニタリング（観測）体制」を構築し、有益なデータを観測している機関等の中で、観測データの共有や融通を可能にし、恒常的な観測・研究体制の構築を目指します。

② 地球温暖化の影響への適応策を進める

地球温暖化への適応を進めるための技術や手法は、県内の様々な機関において別々に研究・開発が進められているため、それらの機関の間で地球温暖化の影響に関する情報と認識の共有を進めるとともに、適応の手法、技術、政策を分野連携で検討・推進します。

そのため、相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を図り、科学的情報に基づく長野県の地球温暖化対策のための施策の推進に寄与することを目的として、長野県環境保全研究所を中心に、国や県、市町村の関係機関、県内に所在する研究機関、団体、大学等で構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」を構築します。これにより、防災対策の一層の推進、農業分野での新たな品種の開発や工業分野での新技術の開発などが期待できます。

図表 4-13 「地球温暖化適応策パッケージ」体系

